

第4節 今後の課題と方向

地球環境問題は、人類の生存基盤に関わるものとして、国際社会全体が協力して取り組むべき重要な課題であり、地球環境を保全しつつ持続的な発展が可能な社会の実現を図るため、府民の日常生活や社会経済活動が環境への負荷の要因となっているという認識の下に、環境への配慮が十分になされる地域社会の構築を目指す必要がある。

また、世界のGNPの1%を占め、先進国一国にも匹敵する経済規模を有する府の立場から、これまでの公害防止に関するノウハウ等の蓄積を踏まえ、海外への技術移転など、地球環境問題への積極的な国際貢献が必要である。

このため、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制や循環的な利用等が徹底される社会の構築、環境の保全に関する技術等の蓄積の活用等を図ることにより、地球環境保全に資する環境に優しい社会を創造する諸施策を推進する。

第1 地球環境保全に資する行動指針等の策定・普及

地球規模の環境問題であってもその原因や解決策は一人ひとりの生活に直結しているものが多く、地球規模で考え、足元から行動するという地域に根ざした取組が重要であり、すべての主体が環境保全に関する行動に参加する社会を実現することが求められている。

このため、府、市町村、事業者及び府民がそれぞれの立場と役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を策定し、その普及、啓発に努めるとともに、その実践を図る。

また、地球温暖化対策については、二酸化炭素排出量の約5割を占める産業部門について、温暖化防止技術の効果推定、地域特性に応じた廃エネルギー活用方策の検討等を基に、温暖化防止対策に関する本府の取組の基本方針、目標等を示す推進計画を策定する。

第2 地球環境に関する調査研究の推進

地球環境の解決に向け、環境の状況を把握し、環境の変化の機構を解明するとともに、環境保全に関する適切な施策を策定するためには、所要の調査研究、監視・観測等を的確に行うことが重要である。また、環境への負荷の少ない省資源・省エネルギーの徹底、リサイクル社会を構築するためには、環境保全に関する技術の開発・普及を図ることが必要である。

このため、「地球環境問題研究調整会議」（平成2年10月設置）を通じて、府立の大学や試験研究機関等の連携体制の強化を図り、地球環境問題に係る試験研究・技術開発に努めるとともに、(財)地球環境産業技術研究機構（平成2年7月設立）へ参画し、地球環境問題の解決を図る技術開発を行う。

また、建築物が地球環境に与える影響を整理したうえで、省エネルギー、省資源、新エネルギーの導入、緑化の推進等の観点から、府有施設に導入できる対策技術について検討を進める。

さらに、オゾン層保護対策として、学識経験者、市町村、関係業界等との協議を通じ、特定フロン回収、再利用の社会システムの構築について検討するとともに、酸性雨対策として、関係機関と連携して、府域の酸性雨・酸性霧の実態及びその影響を把握するための調査を実施する。

第3 開発途上国等に対する環境協力の推進

開発途上国等の経済社会の状況や環境保全に係るニーズを考慮し、かつて高度経済成長の過程で生じた深刻な公害を克服した府の技術・ノウハウ、経験等を活かしつつ、適切にその対処能力の向上を支援することが重要となっている。

開発途上国等の環境問題を解決するために設置されたUNEP（国連環境計画）国際環境技術センター（大阪）を支援し、地球環境問題に取り組むため、（財）地球環境センター（平成4年1月設置）に対して、運営の支援を行う。また、開発途上国における環境問題の解決を支援するため、環境保全に係る専門職員の交流を行う。